

郡山市指定給水装置工事事業者

指定申請のご案内

【指定の基準】（水道法第25条の3）

- 1 事業所ごとに、給水装置工事主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。
- 2 厚生労働省令で定める機械器具を有する者であること。
 - （1）管の切断用の機械器具・・・金切りのこ等
 - （2）管の加工用の機械器具・・・やすり、パイプねじ切り器等
 - （3）接合用の機械器具・・・トーチランプ、パイプレンチ等
 - （4）水圧テストポンプ
- 3 次のいずれにも該当しない者であること。
 - （1）心身の故障により給水装置工事事業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの。
 - （2）破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者。
 - （3）水道法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者。
 - （4）水道法の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者。
 - （5）給水装置工事事業に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者。
 - （6）法人であって、その役員のうちに上記のいずれかに該当する者があるもの。

【提出書類】

個人	法人	書 類 名	備 考
☐	☐	「指定給水装置工事事業者指定申請書」 （様式第1）	表面と裏面があります。
☐	☐	「機械器具調書」（別表）	管の切断用の機械器具、管の加工用の機械器具、接合用の機械器具、水圧テストポンプの別に記入
☐	☐	「誓約書」（様式第2）	
☐	—	住民票	発行日から3ヶ月以内のもの。 個人番号の記載のないもの。
—	☐	定款の写し	直近のもので、原本の写しであることの証明をつける。
—	☐	登記簿謄本	発行日から3ヶ月以内のもの。
☐	☐	「給水装置工事主任技術者選任・解任届出書」（様式第3）	
☐	☐	選任される主任技術者の給水装置工事主任技術者免状の写し	
☐	☐	写真	事務所の外観と室内及び機械器具

【手数料】

- ・指定手数料 10,000円

【その他】

- ・指定日までの期間は、申請してから1ヶ月程度かかります。
- ・指定日については、担当から電話で連絡いたします。
- ・指定日に申請場所にて事業者証を交付し、交付後1時間程度簡単な講習を行います。

【申請場所】

〒963-8016 郡山市豊田町1番4号
郡山市上下水道局1階 お客様サービスセンター
TEL 024(932)7620（給水装置関係）